

青森県報

号外第二十号

平成三十一年
三月二十二日
(金曜日)

目 次

条 例

- 青森県土地使用権等取得裁定等申請手数料等徴収条例……………(監理課) ……三
- 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例……………(人事課) ……五
- 青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例……………(同) ……六
- 青森県職員定数条例の一部を改正する条例……………(同) ……七
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………(同) ……八
- 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例……………(同) ……九
- 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例……………(同) ……四
- 職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(同) ……五
- 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例……………(同) ……五
- 青森県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例……………(行政経営管理課) ……一〇
- 青森県県税条例の一部を改正する条例……………(税務課) ……一〇
- 青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例……………(交通政策課) ……二
- 青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例の一部を改正する条例……………(男女共同参画課) ……三
- 青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………(環境政策課) ……三
- 青森県公害防止条例の一部を改正する条例……………(環境保全課) ……四
- 青森県自然環境保全条例の一部を改正する条例……………(自然保護課) ……五

- 青森県民福祉プラザ条例の一部を改正する条例……………(健康福祉政策課) ……五
- 青森県興行場条例の一部を改正する条例……………(保健衛生課) ……六
- 青森県水道法施行条例の一部を改正する条例……………(同) ……七
- 青森県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例……………(同) ……六
- 青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………(高齢福祉保険課) ……九
- 青森県精神障害者入院費用徴収条例の一部を改正する条例……………(障害福祉課) ……一〇
- 青森県療育福祉・医療療育センター条例の一部を改正する条例……………(同) ……一〇
- 青森県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例……………(同) ……一〇
- 青森県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例……………(労政・能力開発課) ……一三
- 青森県畜保健衛生所手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例……………(畜産課) ……一三
- 青森県家畜検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………(同) ……一三
- 青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例……………(農村整備課) ……一四
- 青森県漁港管理条例の一部を改正する条例……………(漁港・漁場整備課) ……一六
- 青森県国有財産使用料徴収条例の一部を改正する条例……………(監理課) ……一七
- 青森県道路法施行条例の一部を改正する条例……………(道路課) ……一八
- 青森県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………(河川砂防課) ……一八
- 青森県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………(同) ……一八
- 青森県港湾管理条例の一部を改正する条例……………(港湾空港課) ……二〇
- 青森空港条例の一部を改正する条例……………(同) ……二〇
- 青森県都市公園条例の一部を改正する条例……………(都市計画課) ……二四
- 青森県営柳町駐車場条例の一部を改正する条例……………(同) ……二七
- 青森県営駐車場条例の一部を改正する条例……………(同) ……二七
- 青森県営公共下水道条例の一部を改正する条例……………(同) ……二九
- 青い森セントラルパーク条例の一部を改正する条例……………(同) ……三〇
- 青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………(建築住宅課) ……三〇

○青森県営住宅条例の一部を改正する条例……………	(同) ……	…三
○青森県立美術館条例の一部を改正する条例……………	(観光企画課) ……	…三
○青森県水族館条例の一部を改正する条例……………	(同) ……	…六
○青森県量子科学センター条例の一部を改正する条例……………	(エネルギー開発振興課) ……	…五
○青森県証紙条例の一部を改正する条例……………	(会計管理課) ……	…七
○青森県工業用水道事業条例の一部を改正する条例……………	(整備企画課) ……	…六
○青森県病院事業条例の一部を改正する条例……………	(病院総務課) ……	…七
○青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………	(教職員課) ……	…七
○青森県総合社会教育センター条例の一部を改正する条例……………	(教 育 庁) ……	…三
○青森県営スケート場条例の一部を改正する条例……………	(教 育 庁) ……	…三
○青森県武道館条例の一部を改正する条例……………	(同) ……	…五
○青森県立郷土館条例の一部を改正する条例……………	(教 育 庁) ……	…六
○青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例……………	(同) ……	…七
○青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(警察本部) ……	…八
○外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例……………	(人事課) ……	…八
○青森県がん対策推進条例の一部を改正する条例……………	(議会事務局) ……	…八

青森県土地使用権等取得裁定等申請手数料等徴収条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二号

青森県土地使用権等取得裁定等申請手数料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号。以下「法」という。）第十条第一項の規定による土地使用権等の取得についての裁定、法第十九条第一項の規定による土地等使用権の存続期間の延長についての裁定並びに法第二十七条第一項及び第三十七条第一項の規定による特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定の申請手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入等)

第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、県又は国については、手数料は、徴収しない。

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

附 則

この条例は、平成三十一年六月一日から施行する。

別表（第二条関係）

手数料を納入すべき者	手 数 料		
	名 称	区 分	金 額
一 法第十条第一項の規定による土地使用権等の取得についての裁定又は法第十九条第一項の規定による土地等使用権の存続期間の延長についての裁定を申請する者	土地使用権等取得裁定等申請手数料	損失の補償金の見積額が十 万円以下の場合	二万七千円
		損失の補償金の見積額が十 万円を超え五百万円以下の場 合	二万七千円に、損失の補償金の見積額 の十万円を超える部分が五万円に達するご とに二千七百元を加えた金額
		損失の補償金の見積額が百 万円を超え五百万円以下の場 合	七万五千六百円に、損失の補償金の見積 額の百万円を超える部分が十万円に達す るごとに三千四百円を加えた金額
		損失の補償金の見積額が五 百万円を超え二千万円以下 の場合	二十一万六千六百円に、損失の補償金の見 積額の五百万円を超える部分が百万円に 達するごとに三千五百円を加えた金額
		損失の補償金の見積額が二 千万円を超え一億円以下の 場合	二十六万四千四百円に、損失の補償金の見 積額の二千万円を超える部分が四百万円 に達するごとに四千八百円を加えた金額
		損失の補償金の見積額が一	三十六万百円

二 法第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定による特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定の申請をする者	特定所有者不明土地収用等裁定申請手数料	億円を超える場合	前号に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ同号に定める金額
---	---------------------	----------	--------------------------------

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三月青森県条例第四号) 第二条第二項第三号

二 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十九号) 第二条第二項第三号

(青森県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第二条 青森県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年三月青森県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「占める職員」の下に「及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を加える。

(特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「及び第三号」を「、第三号及び第三号の二」に改める。

一 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)第一条第九十号

二 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)第一条第九十号

附 則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四号

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例

青森県地域県民局及び行政機関設置条例(昭和三十六年一月青森県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「事務に」を「事務及び軽自動車税の環境性能割に関する事務に」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 青森県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年三月青森県条例第十号）附則第七項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第二条の規定による改正前の青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）第四条第一項第七号に規定する自動車取得税に関する事務に係る改正後の青森県地域県民局及び行政機関設置条例第二条第二項及び第三項の所管区域については、なお従前の例による。

青森県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五号

青森県職員定数条例の一部を改正する条例

青森県職員定数条例（昭和二十四年九月青森県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改め、「臨時的に任用された職員」の下に「（法第二十二條の三第一項の規定により臨時的に任用された職員については、臨時の職に関する場合に任用されたものに限る。）」を加える。

第二条第一項第一号中「三、五九六人」を「三、六一三人」に、「一二四人」を「九六人」に改め、同項第五号中「三〇〇人」を「二八四人」に改め、同項第十一号中「一、二二五人」を「一、二七〇人」に、「一、二〇一人」を「一、二四六人」に改め、同項中「五、三四二人」を「五、三八八人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条第四号の改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員^一の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の四を第八条の五とし、第八条の三を第八条の四とし、第八条の二を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務の制限）

第八条の二 任命権者は、人事委員会規則で定める時間の範囲を超えて、職員に第二条から第四条まで、第五条（前条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び前条（第三項を除く。）の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間における勤務（職務の性質等を考慮して人事委員会規則で定める勤務を除く。次項において「時間外勤務」という。）をさせてはならない。

2 前項に規定するもののほか、時間外勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十条第一項中「第八条の四第一項」を「第八条の五第一項」に改める。

第十八条第五号中「第八条の二第二項」を「第八条の三第一項」に改め、同条第六号中「第八条の三第一項」を「第八条の四第一項」に改め、同条

第七号中「第八条の四第一項」を「第八条の五第一項」に改める。

第十九条を次のように改める。

(臨時的に任用された職員及び非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第十九条 臨時的に任用された職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

2 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第六項中「第八条の四」を「第八条の五」に改める。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「第八条の四第一項」を「第八条の五第一項」に改める。

一 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和四十一年七月青森県条例第六十三号)第二条第二号

二 職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)第十二条及び第十三条第五項

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「している職員」の下に「(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第八条中「した職員」の下に「(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第二条 職員の分限に関する条例(昭和二十六年十二月青森県条例第九十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「三年をこえない」を、「三年を超えない」に、「個別」を「個々」に改め、同条第二項中「こえない」を「超えない」に改め、

同条第五項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の一項を加える。

6 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員についての第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、第一項中「三年を超えない」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期の」と、第二項中「三年に」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期に」と、「三年を」とあるのは「当該任期を」と、第四項中「三年を超えない」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期の」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第三条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年九月青森県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「月額」の下に「(報酬にあつては、月額に相当する額)」を加える。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第四条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二十条」の下に「から第二十条の三までの規定により給与を受ける職員」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第二十条を次のように改める。

(臨時的に任用された職員の給与)

第二十条 臨時的に任用された職員(常時勤務を要する職に任用された職員に限る。)の給与の種類は、他の常勤の職員の例による。

2 前項の給与の額、支給方法等については、他の常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。

第二十条の次に次の見出し及び二条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第二十条の二 会計年度任用職員(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。次条第一項において同じ。)のうち同

法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

2 前項の報酬の額は、日額とする。ただし、任命権者が日額で定めることが適当でないと認めた場合には、日額によらないことができる。

3 前項に規定するもののほか、第一項の給与の額、支給方法等については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で

任命権者が定める。

第二十条の三 会計年度任用職員のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、

通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、夜間勤務

手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当とする。

2 前項の給与の額、支給方法等については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年四月青森県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(臨時的に任用された単純労務者の給与)

第四条 臨時的に任用された単純労務者(常時勤務を要する職に任用された単純労務者に限る。)の給与の種類は、他の常勤の単純労務者の例による。

2 前項の給与の額、支給方法等については、他の常勤の単純労務者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が定める。

本則に次の見出し及び二条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第五条 会計年度任用職員(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。次條第一項において同じ。)のうち同法第二

十二條の二第一項第一号に掲げる職員である単純労務者の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

2 前項の給与の額、支給方法等については、常勤の単純労務者との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で知事が定める。

第六條 会計年度任用職員のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員である単純労務者の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、期末手当及び

退職手当とする。

2 前項の給与の額、支給方法等については、前条第二項の規定を準用する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第六条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

「第二条第二項中「職員以外の者」の下に「(地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員を除く。)」を加える。

(青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第七条 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条を削り、第二十一条を第二十条とし、本則に次の一条並びに見出し及び二条を加える。

(臨時的に任用された企業職員の給与)

第二十一条 企業職員で臨時的に任用されたもの(常時勤務を要する職に任用されたものに限る。)の給与の種類は、企業職員で常時勤務を要するものの例による。

2 前項の給与の額、支給方法等については、企業職員で常時勤務を要するものとの権衡を考慮し、予算の範囲内で管理者が定める。

(会計年度任用職員の給与)

第二十二条 企業職員で会計年度任用職員(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。次条第一項において同じ。)

であるものうち同法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、

時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 前項の給与の額、支給方法等については、企業職員で常時勤務を要するものとの権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で管理者が定める。

第二十三条 企業職員で会計年度任用職員であるもののうち地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員の給与の種類は、給料、初任給、調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

2 前項の給与の額、支給方法等については、前条第二項の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第四百条第四項第二号」を「第四百条第七項第二号」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第九号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第四号中「特別支援学校、小学校又は中学校に勤務する教諭等で」を「学校職員のうち」に、「もの」を「教諭等」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員等の旅費及び費用弁償に関する条例

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 旅費

第一節 通則（第三条―第十三条）

第二節 内国旅行の旅費（第十四条―第二十九条）

第三節 外国旅行の旅費（第三十条―第三十条の九）

第三章 費用弁償（第三十条の十・第三十条の十一）

第四章 雑則（第三十一条―第三十四条）

附則

第一条第一項中「旅費」の下に「及び公務のため旅行し、又は通勤する職員等に支給する費用弁償」を加え、同条第二項中「　及び」を「　並びに」に、「旅費」を「旅費及び費用弁償」に、「定が」を「定めが」に、「外、」を「ほか、」に改める。

第二章の章名を削る。

第二条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章 旅費

第一節 通則

第三条第一項中「が出張し」を「（次章の規定により費用の弁償を受ける職員を除く。以下この章において同じ。）が出張し、」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「、第二項、第四項及び前項」を「及び第二項」に、「以下本条」を「次項」に、「第四条第三項」を「次条第三項」に、「旅行命令等」を「旅行命令」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「、第二項、第四項及び第五項」を「及び第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第四条の見出しを「（旅行命令）」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる」を「前条第一項の規定に該当する」に改め、「、当該各号に定める区分により」及び「又は県の機関の発する旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）」を削り、同項各号を削り、同条第二項中「且つ」を「かつ」に、「旅行命令等」を「旅行命令」に改め、同条第三項中「旅行命令等」を「旅行命令」に、「取消」を「取消し」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に、「基き」を「基づき」に改め、同条第四項中「旅行命令等」を「旅行命令」に改め、「又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）」を削り、同項ただし書中「旅行命令簿等」を「旅行命令簿」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「旅行命令簿等」を「旅行命令簿」に改める。第五条の見出しを「（旅行命令に従わない旅行）」に改め、同条第一項中「旅行命令等」を「旅行命令」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「旅行命令等」を「旅行命令」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「旅行命令等」を「旅行命令」に改める。第十三条の次に次の節名を付する。

第二節 内国旅行の旅費

第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

第二十六条及び第二十七条 削除

第三章の章名を削る。

第二十九条の次に次の節名を付する。

第三節 外国旅行の旅費

第三十条の九の次に次の一章を加える。

第三章 費用弁償

(地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員の費用弁償)

第三十条の十 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員等が公務のため旅行した場合には、その費用を弁償する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の種類、額、支給方法等については、常勤の職員の旅費支給の例による。

3 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その費用を弁償する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(第三号において「運賃等」という。)を負担することを常例とする者(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)が通勤した場合(同号に該当する場合を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で任命権者が定めるもの(以下この項において「自動車等」という。)を使用することを常例とする者(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)が通勤した場合(次号に該当する場合を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外の者であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)が通勤した場合

- 4 前項の規定により支給する費用弁償の額は、常勤の職員の通勤手当との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。
- 5 前項に規定するもののほか、第三項の規定により支給する費用弁償の支給方法等については、任命権者が定める。

(証人等の費用弁償)

第三十条の十一 職員以外の者が、県の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合
には、その費用を弁償する。

- 2 前項の規定に該当する場合を除くほか、県費を支弁して旅行させる必要がある場合には、その費用を弁償する。
- 3 第三条第四項及び第五項の規定は、前二項の規定による費用弁償について準用する。
- 4 第一項の規定に該当する旅行は、県の機関の発する旅行依頼によつて行わなければならない。
- 5 前項の規定による旅行依頼については、第四条第二項から第七項まで及び第五条の規定を準用する。
- 6 第一項及び第二項の規定により支給する費用弁償の種類、額、支給方法等は、各機関の長が知事に協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

(青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部改正)

- 2 青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例(昭和二十五年七月青森県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十条中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

青森県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十一号

青森県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

青森県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年四月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び別表中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。



青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十二号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二十二号を削り、第二十一号を第二十二号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加え

る。

十六 第七十五条の二の規定による法人の行う事業に対する事業税の交付に関する事項

第三条第一項中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 第六十条の九の規定による環境性能割の交付に関する事項

第三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、法附則第二十九条の十第二項の規定による同条第一項の条例又は規則の制定又は改廃に係る協議に関する事項を除くほか、地域県民局長に当該所管区域に係る軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の賦課徴収に関する事項を委任する。

附則第八条の六中「同項第九号」を「同項第十七号」に、「同項第十号」を「同項第十八号」に、「同項第十一号」を「同項第十九号」に、「同項第十二号」を「同項第二十号」に、「同項第十三号」を「同項第二十一号」に、「同項第十四号」を「同項第二十二号」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 改正前の青森県県税条例第三条第一項第二十二号に規定する自動車取得税の交付に関する事項については、なお従前の例による。

青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十三号

青森県鉄道施設条例の一部を改正する条例

青森県鉄道施設条例（平成十四年十月青森県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号及び別表第二中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十四号

青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例の一部を改正する条例

青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例（平成十三年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「千三百三十円」を「千三百五十五円」に、「二千六百七十円」を「二千七百十円」に、「千七百三十円」を「千七百六十円」に、「三千四百七十円」を「三千五百二十円」に、

二千円	四千元
を	
二千三十円	四千六十円

に、「二千四百円」を「二千四

百三十五円」に、「四千八百円」を「四千八百七十円」に、「五千三百四十円」を「五千四百二十円」に改め、別表第二号の表中「五百十円」を「五

百十五円」に、「千二十円」を「千三十円」に、「三百九十円」を「三百九十五円」に、「七百八十円」を「七百九十円」に、「二百八十円」を「二百八十五円」に、「五百六十円」を「五百七十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十五号

青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例（昭和五十一年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「九千八百円」を「九千九百円」に、「五千四百円」を「五千五百円」に、「七千七百円」を「七千八百円」に改め、同表第二号中「七千七百円」を「七千八百円」に、「六百二十円」を「六百三十円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「一万五百円」を「一万六百元」に、「二万五千八百円」を「二万六千二百円」に、「一万三千七百円」を「一万三千九百円」に、「四万三千九百円」を「四万四千七百円」に改め、同表第三号中「七千六百円」を「七千七百円」に、「一万二千百円」を「一万二千三百円」に、「二万五千八百円」を「二万六千二百円」に、「三万三百円」を「三万八百円」に、「一万三百円」を「一万四百円」に、「一万五千円」を「一万五千二百円」に改め、同表第四号中「六千円」を「六千百円」

に、「八千円」を「八千五百円」に、「九千四百円」を「九千五百円」に、「一万五千二百円」を「一万五千四百円」に、「三万三千三百円」を「三万三千九百円」に、「七千七百円」を「七千八百円」に、「二万三千八百円」を「二万四千二百円」に、「六千九百円」を「七千円」に、「一万五千四百円」を「一万五千六百円」に、「二万千四百円」を「二万二千二百円」を「二万二千六百円」に改め、同表第五号中「五千七百円」を「五千八百円」に、「三万三千九百円」を「三万四千五百円」に、「七千二百円」を「七千三百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十六号

青森県公害防止条例の一部を改正する条例

青森県公害防止条例（昭和四十七年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第二の備考中「第二条第七項に規定する電気工作物」を「第二条第一項第十八号に規定する電気工作物」に、「第二条第七項に規定するガス工作物」を「第二条第十三項に規定するガス工作物」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

青森県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十七号

青森県自然環境保全条例の一部を改正する条例

青森県自然環境保全条例（昭和四十八年七月青森県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項ただし書中「第九号まで、第十一号及び第十二号」を「第八号まで、第十号及び第十一号」に、「もの」を「もの並びに森林経営管理（平成三十年法律第三十五号）第四十三条第一項の規定により行うもの」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県民福祉プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十八号

青森県民福祉プラザ条例の一部を改正する条例

青森県民福祉プラザ条例（平成十年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「千九百五十円」を「千九百八十五円」に、「三千九百円」を「三千九百七十円」に、「二千五百三十五円」を「二千五百八十円」に、「五千七十円」を「五千六十円」に、「二千九百二十五円」を「二千九百七十五円」に、「五千八百五十円」を「五千九百五十円」に、「三千五百十円」を「三千五百七十円」に、「七千二十円」を「七千四百円」に、「七千八百円」を「七千九百四十円」に改め、別表第二号の表中「六百円」を「六百十円」に、「千二百円」を「千二百二十円」に、「四百五十五円」を「四百六十円」に、「九百十円」を「九百二十円」に、「四百五十円」を「四百五十五円」に、「九百円」を「九百十円」に、「二百八十円」を「二百八十五円」に、「五百六十円」を「五百七十円」に、「二百九十五円」を「三百円」に、「五百九十円」を「六百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県興行場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十九号

青森県興行場条例の一部を改正する条例

青森県興行場条例（昭和五十九年六月青森県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

第五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第九号中「喫煙場所及び」を削り、同号を同条第八号とする。

第六条第一項中「から第三号まで」を削り、「第二号及び第四号」を「及び第三号」に改め、同条第二項中「第六号」を「第四号」に、「第四号」を「第二号」に、「第八号」を「第六号」に、「第十一号」を「第九号」に、「から第四号」を「から第三号」に、「第三号」、第七号」を「第二号」、第六号」に、「第九号」を「第八号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県水道法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十号

青森県水道法施行条例の一部を改正する条例

青森県水道法施行条例（平成二十三年十二月青森県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十一号

青森県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

青森県獣医師修学資金貸与条例（平成四年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「県に勤務し、かつ」を「、大学を卒業した後二年以内に獣医師となり、かつ、獣医師となった後直ちに県に勤務し、及び引き続き県に在職した場合において」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「の一」を「のいずれか」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、被貸与者が、大学を卒業した後二年以内に獣医師となり、かつ、獣医師となった後県に勤務し、及び引き続き県に在職した場合（第七条第一項に規定する場合を除く。）において、同項各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務（修学資金を返還すべき日の到来していな

いものに限る。)の全部を免除することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に県に勤務し、及び同日以後引き続き県に在職した者について、改正後の青森県獣医師修学資金貸与条例第九条第二項の規定を適用する場合には、青森県獣医師修学資金貸与条例第七条第二項の規定にかかわらず、同条第一項第一号に規定する在職期間の計算は、平成三十一年四月から県の職員でなくなった日の属する月までの月数によるものとし、在職期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十二号

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「七千円」を「九千九百円」に、「七百円」を「千八百円」に改め、同表第三号中「一万六千円」を「二万四千円」に改め、同表第四号中「一万五千円」を「二万三千円」に改め、同表第十三号及び第十四号中「九千五百円」を「九千六百円」に改め、同表第十五号中「八千七百円」を「八千八百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第十三号から第十五号までの改正規定は、同年十月一日から施行する。

青森県精神障害者入院費用徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十三号

青森県精神障害者入院費用徴収条例の一部を改正する条例

青森県精神障害者入院費用徴収条例（平成十二年三月青森県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年六月一日から施行する。

青森県療育福祉・医療療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

青森県療育福祉・医療療育センター条例の一部を改正する条例

青森県療育福祉・医療療育センター条例（平成十四年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一診断書料の項中「八百八十円」を「八百九十円」に、「二千百三十円以上六千四百八十円以下」を「二千百六十円以上六千六百円以下」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

青森県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

青森県立精神保健福祉センター条例（平成六年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表診断書料の項中「千三十円」を「千四十円」に、「二千六百十円以上六千四百八十円以下」を「二千六百五十円以上六千六百円以下」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

青森県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

青森県職業能力開発促進法施行条例（平成二十五年三月青森県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「短期大学」の下に「（職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第六号に規定する短期大学をいう。）」を、「者」の下に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県家畜保健衛生所手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十七号

青森県家畜保健衛生所手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例

青森県家畜保健衛生所手数料及び使用料徴収条例（昭和五十一年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第四号を次のように改める。

四 消毒剤、殺虫剤及び防虫剤散布手数料	一平方メートルにつき 二十一円
---------------------	--------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県家畜検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十八号

青森県家畜検査手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県家畜検査手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「五百六十円」を「五百七十円」に、「二千五十円」を「二千八十円」に、「五百四十円」を「五百五十円」に、「五百七十円」を「五百八十円」に、「千二百三十円」を「千二百五十円」に、「八百十円」を「八百二十円」に改め、同表第四号中「七百二十円」を「七百三十円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた命令等に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十九号

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び」を「並びに」に改め、「第九十一条の二第一項」の下に「及び第六項」を加える。

第六条第一項中「その日前に、知事が当該土地を含む一定の地域についてこれらの県営事業によつて受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後」を「その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して」に、「この条」を「この項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別徴収金を徴収しないことが相当である場合として規則で定める場合は、この限りでない。

第六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項本文」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4 県は、法第八十七条の三第一項の規定により行う県営事業（以下この項において「機構関連事業」という。）に係る土地改良事業計画の設定につ

き同条第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による公告があつた日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第百十三条の三第三項の規定による公告があつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して八年を経過する日までの間に、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から特別徴収金を徴収する。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

一 事業施行地域内農用地（法第八十七条の三第一項第一号に規定する事業施行地域内農用地をいう。以下この項において同じ。）について農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下この項において同じ。）に農地中間管理権（同条第五項に規定する農地中間管理権をいう。以下この項において同じ。）を設定し、又は移転した者 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該事業施行地域内農用地を機構関連事業の計画において予定した用途以外の用途（規則で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合

ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合

ハ 当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条の規定による公告があつた農地利用集積計画の定めるところによつて設定若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をした場合

二 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合

ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合

5 前項の特別徴収金の額については、第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の規定」とあるのは「次項の規定」と、同項第一号中「第一項の県営事業」とあるのは「機構関連事業（次項に規定する機構関連事業をいう。以下この項において同じ。）」と、「係る土地の」とあるのは「係る事業施行地域内農用地（次項第一号に規定する事業施行地域内農用地をいう。以下この項において同じ。）の」と、「同項の県営事業」とあるのは「機構関連事業」と、「ある土地」とあるのは「ある事業施行地域内農用地」と、「土地が」とあるのは「事業施行地域内農用地」と、同項第二号中「第一項の県営事業」とあるのは「機構関連事業」と、「第二条の規定により徴収する分担金若しくは分担金に相当する額の金銭又は法第九十一条第二項若しくは第六項」とあるのは「法第九十一条第六項」と、「土地」とあるのは「事業施行地域内農用地」と、「同項の県営事業」とあるのは「機構関連事業」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十号

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例

青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「（水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を除く。）」を削り、「百分の百八」を「百分の百十」に改め、別表

第一第二号口の表中「六百三十円」を「六百四十円」に改め、別表第一の備考の第六号中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

別表第二第一号の表中「百六十一円」を「百六十三円」に、「百八円」を「百十円」に、「二百二十一円」を「二百二十五円」に、「八十五円」を「八十六円」に改め、別表第二の備考の第六号中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている占用、使用又は採取の許可に係る漁港施設占用料及び漁港施設使用料並びに土砂採取料及び占用料（青森県漁港管理条例第十三条第三項ただし書の規定の適用を受ける漁港施設占用料及び漁港施設使用料並びに土砂採取料のうち平成三十二年以降の年度分に係るものを除く。）については、なお従前の例による。

青森県国有財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十一号

青森県国有財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

青森県国有財産使用料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表収益の項中「百六十一円」を「百六十三円」に、「百八円」を「百十円」に、「二百二十一円」を「二百二十五円」に、「八十五円」を「八十六円」に改め、同表の備考の第五号中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用又は収益の許可に係る使用料（青森県国有財産使用料徴収条例第四条ただし書の規定の適用を受ける収益の許可に係る使用料のうち平成三十二年以降の年度分に係るものを除く。）については、なお従前の例による。

青森県道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十二号

青森県道路法施行条例の一部を改正する条例

青森県道路法施行条例（平成二十四年十二月青森県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。
別表の備考第八号中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

青森県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十三号

青森県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県河川流水占用料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「百分の百八」を「百分の百十」に、「千八百八十九円」を「千九百二十三円」に、「百三十八円」を「百四十円」に改め、別表第三号の表中「百六十一円」を「百六十三円」に、「百八円」を「百十円」に、「二百二十一円」を「二百二十五円」に、「八十五円」を「八十六円」に改め、別表の備考の第七号中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている青森県河川流水占用料等徴収条例第四条に規定する流水の占用等の許可又は登録に係る同条例第一条に規定する流水占用料等（以下「流水占用料等」という。）（同条例第三条第一項ただし書の規定の適用を受ける流水占用料等のうち平成三十二年以降の年度分に係るもの及び同条第二項の規定の適用を受ける流水占用料等のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応する分に係るものを除く。）については、なお従前の例による。

青森県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県条例第二十四号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県海岸占用料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中「百六十一円」を「百六十三円」に、「百八円」を「百十円」に、「二百二十一円」を「二百二十五円」に、「八十五円」を「八十六円」に改め、別表の備考の第六号中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている占用又は採取の許可に係る占用料及び土石採取料（青森県海岸占用料等徴収条例第三条ただし書の規定の適用を受ける土石採取料のうち平成三十二年以降の年度分に係るものを除く。）については、なお従前の例による。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十五号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

第一条 青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 待合所		青森港	
	ターミナルホール	一時間につき	一万三千六百円
	ウェルカムホール	一時間につき	四千百円

別表第一の備考の第八号及び第九号中「表の第十号」を「表の第十一号」に改め、同備考の第十号及び第十一号中「第十五号イ」を「第十六号イ」に改める。

第二条 青森県港湾管理条例の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「四円八十六銭」を「四円九十五銭」に、「三円二十四銭」を「三円三十銭」に、「二円十六銭」を「二円二十銭」に、「百四十円四十銭」を「百四十三円」に改め、同表第二号中「二千七十三円」を「二千百十一円」に、「二千九十五円」を「二千百三十三円」に、「千四百五十七円」を「千四百八十三円」に改め、同表第三号中「一万二千九百六十円」を「一万三千二百円」に、「六百四十八円」を「六百六十円」に改め、同表第四号中「千五百十二円」を「千五百四十円」に、「六百九十一円」を「七百三元」に改め、同表第五号中「十五万八千七百六十円」を「十六万七千七百円」に改め、同表第六号中「三万二千九百四十円」を「三万三千五百五十円」に改め、同表第七号中「十八円三十六銭」を「十八円七十銭」に、「四万八千六百円」を「四万九千五百円」に改め、同表第八号中「一万三千六百円」を「一万三千九百円」に、「四千二百円」に改め、同表第九号中「四円五十二銭」を「四円六十銭」に、「二円七十九銭」を「二円八十四銭」に、「三円一銭」を「三円六銭」に、「一円二十八銭」を「一円三十銭」に改め、同表第十号中「四円六十七銭」を「四円七十五銭」に、「百四十五円」を「百四十七円」に改め、同表第十一号中「六百六十九円六十銭」を「六百八十二円」に、「四百四十二円八十銭」を「四百五十一円」に、「三百六十七円二十銭」を「三百七十四円」に、「二百九十一円六十銭」を「二百九十七円」に改め、同表第十二号中「五千九百四十円」を「六千五十円」に、「三百二十四円」を「三

百三十円」に、「千三百九十二円」を「千四百十七円」に、「千三百四十円」に、「千二百九十六円」を「千三百二十円」に改め、同表第十三号中「六千八百七十九円」を「七千六円」に改め、同表第十四号中「千二百九十九円」を「千三百二十三円」に改め、同表第十六号中「四万九千六百八十円」を「五万六百元」に、「六万五千八百八十円」を「六万七千百元」に、「七万三千四百四十円」を「七万四千八百円」に、「八万三千六十円」を「八万四千七百円」に、「十一万九千八百八十円」を「十二万二千百元」に、「十六万二千円」を「十六万五千元」に、「十八万五千七百六十円」を「十八万九千二百円」に、「二十万八千四百四十円」を「二十一万二千三百円」に、「二十四万八千四百四十円」を「二十四万五千三百円」に、「二十二万四千六百四十円」を「二十二万八千八百円」に、「十九万三千三百二十円」を「十九万六千九百元」に改め、同表の備考の第七号中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

別表第二第二号の表中「百六十一円」を「百六十三円」に、「百八円」を「百十円」に、「二百二十一円」を「二百二十五円」に改め、別表第二の備考の第五号中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

別表第三中「一円八銭」を「一円十銭」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日の翌日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 第二条の規定の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料並びに占用の許可に係る占用料及び土砂の採取の許可に係る土砂採取料（青森県港湾管理条例第十四条第二項ただし書の規定の適用を受ける土砂採取料のうち平成三十二年以降の年度分に係るものを除く。）については、なお従前の例による。

青森空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十六号

青森空港条例の一部を改正する条例

青森空港条例（昭和三十九年九月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とし、第二十條を第二十一条とし、第十九條の次に次の一條を加える。

（泊車料金の回数券の発行等）

第二十条 知事は、必要があると認めるときは、駐車料のうち泊車料金（別表第二第二号の泊車料金をいう。次項において同じ。）の額の一割以内の割引をした額の回数券を発行することができる。

2 入場した日の翌日以後の日に出場する場合の指定駐車場の利用をする場合には、前項の回数券は、駐車料の納付のうち泊車料金の納付に代えて、使用することができる。

別表第一中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第十九条、第二十条関係）

指定駐車場の利用 一台につき 入場した日に出場する場合にあつては第一号の基本料金の額、入場した日の翌日以後の日に出場する場合にあつては同号の基本料金の額に第二号の泊車料金の額を加算した額

一 基本料金 二百円

二 泊車料金 一夜につき 八百三十円

別表第二第五号アの表中

球技場	洋弓場
五百八十円	九百三十円
三千百二十円	二万五千八百二十円
八百円	千二百八十円
三千百二十円	二万五千八百二十円

を

多目的運動場	陸上競技場				球場
	投てき・アーチェリー場	補助競技場	主競技場		
			室内練習場	全体	
	五百八十円	千二百円	千五百九十円	四百八十円	
三千百二十円	一万二千二百六十円	一万六千二百五十円	四千九百円	四万二千八十円	三千百二十円
八百円	二千四百六十円	三千二百七十円	九百八十円	八千円	八百円
三千百二十円	一万二千六百二十円	一万六千七百二十円	五千四十円	四万四千四百三十円	三千百二十円

に

改め、同表の備考に次のように加える。

- 6 陸上競技場の主競技場の全体の使用には、会議室の使用を含まない。
- 7 陸上競技場の主競技場の室内練習場の暖房設備を使用する場合は、次の表に定める金額を加算する。

体育・スポーツに使用する場合	区分	金額
	一分	千三百二十円
一時間につき		

体育・スポーツ以外に使用する場合

一時間につき

千六百五十円

8 陸上競技場の照明設備又は主競技場の大型映像装置を使用する場合は、次の表に定める金額を加算する。

大型映像装置	照明設備						区分	
	補助競技場		主競技場				区分	備考
	半灯	全灯	十五分の二灯	三分の一灯	三分の二灯	全灯		
六千三百四十円	千百六十円	二千三百二十円	千三百九十円	三千四百八十円	六千九百七十円	一万四百六十円	体育・スポーツに使用する場合 営利を目的としないとき一時間につき	
一万二千六百八十円	一万三千九百二十円	六万二千七百六十円				体育・スポーツ以外に使用する場合 営利を目的とするとき一時間につき		
一万二千六百八十円	二千三百二十円	四千六百四十円	二千七百八十円	六千九百七十円	一万三千九百四十円	二万九百二十円	体育・スポーツ以外に使用する場合 営利を目的としないとき一時間につき	
一万二千六百八十円	一万三千九百二十円	六万二千七百六十円				体育・スポーツ以外に使用する場合 営利を目的とするとき一時間につき		

別表第二第五号イの表の備考を次のように改める。

(備考)

1 総合体育館の使用には、合宿所、体力測定室、スタジオ、カウンセリング室、メンタルトレーニング室及びリコンディショニング室の使用を含まない。

2 陸上競技場の主競技場の使用には、会議室の使用を含まない。

3 陸上競技場の照明設備を使用する場合は、次の表に定める金額を加算する。

団体	個人			区	分	金	額
	補助競技場	主競技場	一般(大学生を含む。)				
				小学校児童、中学校生徒、義務教育学校前期課程児童、義務教育学校後期課程生徒及び中等教育学校前期課程生徒		一時間につき	五十円
				高等学校生徒及び中等教育学校後期課程生徒		一時間につき	九十円
				一般(大学生を含む。)		一時間につき	百三十円
						一時間につき	千三百九十円
						一時間につき	千百六十円

別表第二第五号クを次のように改める。

ク 陸上競技場の主競技場の会議室の使用の場合

2	会議室		区	分	金	額
	三分の二面	全面				
				八時～十二時		
				十二時～十七時		
				八時～十七時		
				八時以前及び十七時以降一時間につき		

(備考)

その他の場合										体育・スポーツに 関し使用する 場合				
会議室5	4 会議室		3 会議室		2 会議室			会議室1	会議室5	4 会議室		3 会議室		三分の一面
	半面	全面	半面	全面	三分の一面	三分の二面	全面			半面	全面	半面	全面	
二千八十円	二千百三十円	四千二百七十円	千九百八十円	三千九百七十円	二千八十円	四千百六十円	六千二百五十円	三千百八十円	千八十円	千百円	二千二百十円	千三十円	二千六十円	千八十円
二千七百八十円	二千八百五十円	五千七百十円	二千六百五十円	五千三百十円	二千七百八十円	五千五百七十円	八千三百六十円	四千二百五十円	千四百九十円	千五百三十円	三千六十円	千四百二十円	二千八百四十円	千四百九十円
三千四百八十円	三千五百七十円	七千百四十円	三千三百二十円	六千六百四十円	三千四百八十円	六千九百六十円	一万四百五十円	五千三百二十円	千七百七十円	千八百二十円	三千六百四十円	千六百九十円	三千三百八十円	千七百七十円
七百八十円	八百円	千六百円	七百四十円	千四百八十円	七百八十円	千五百六十円	二千三百四十円	千百九十円	四百九十円	五百十円	千二十円	四百七十円	九百四十円	四百九十円

冷暖房設備を使用する場合は、次の表に定める金額を加算する。

備 暖房設				備 冷房設									区 分		
会議室	2 会議室			会議室 1	会議室 5	4 会議室		3 会議室		2 会議室			会議室 1	体育・スポーツに関し使用する場合一時間につき	その他の場合一時間につき
	全 面	三分の二面	三分の一面			半 面	全 面	半 面	全 面	三分の二面	三分の一面	全 面			
三百円	百五十円	三百円	四百五十円	百五十円	百四十円	百四十円	二百八十円	百四十円	二百八十円	百四十円	二百八十円	四百二十円	百四十円		
三百八十円	百九十円	三百八十円	五百七十円	百九十円	百八十円	百八十円	三百六十円	百八十円	三百六十円	百八十円	三百六十円	五百四十円	百八十円		

第二条 青森県都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「三千四百七十円」を「三千五百三十円」に、「二千七十円」を「二千百円」に、「六千三十円」を「六千四百四十円」に改め、別表第二第二号イ中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、同表第三号の表中「九百十円」を「九百二十円」に、「八千二百三十円」を「八千三百八十円」に改め、別表第二第四号アの表（備考を除く。）を次のように改める。

水泳場	陸上競技場		区分		区分	区
	室内プール	深水プール	五十メートルプール	補助競技場		
六月から八月まで	九百二十円	千七百七十円	千七百七十円	九百二十円	千七百七十円	体育・スポーツに使用する場合
	九百二十円	千七百七十円	千七百七十円	九百二十円	千七百七十円	営利を目的としないとき一時間につき
	九百二十円	千七百七十円	千七百七十円	九百二十円	千七百七十円	営利を目的とするとき一時間につき
	九百二十円	千七百七十円	千七百七十円	九百二十円	千七百七十円	体育・スポーツ以外に使用する場合
	九百二十円	千七百七十円	千七百七十円	九百二十円	千七百七十円	営利を目的としないとき一時間につき
	九百二十円	千七百七十円	千七百七十円	九百二十円	千七百七十円	営利を目的とするとき一時間につき

会議室	4 会議室		3
	半面	全面	半面
5	百五十円	百五十円	百五十円
	百五十円	百五十円	百五十円
	百五十円	三百円	百五十円
	百九十円	三百八十円	百九十円

別表第二第四号アの表の備考の2の表を次のように改める。

野 球 場	区 分	
	徒 渉 プ ール	ル 其 他 の 月
九百二十円	五百九十円	四千十円
六万五千七百八十円	五千七十円	二万七千五百五十円
千七百七十円	八百十円	一万四千四百五十円
六万五千七百八十円	五千七十円	二万七千九百六十円

別表第二第四号イの表中「七百七十円」を「七百八十円」に、「千百六十円」を「千百八十円」に改め、同号ウの表を次のように改める。

スコアボード	照明設備		区 分	
	得点・判定表示	全部表示	半 灯	全 灯
千四十円	二千八十円	三千九百七十円	七千九百五十円	営利を目的としないとき一時間につき
四千百六十円		四万七千七百円		営利を目的とするとき一時間につき
二千八十円	四千百六十円	七千九百五十円	一万五千九百円	営利を目的としないとき一時間につき
四千百六十円		四万七千七百円		営利を目的とするとき一時間につき

区 分	区 分	
	八時から十二時まで	十二時から十七時まで
体育・スポーツに關し使用する場合	千二百八十円	千七百七十円
その他の場合	二千四百七十円	三千三百十円
八時から十七時まで	二千百円	八時以前及び十七時以降一時間につき
その他の場合	九百二十円	五百九十円

別表第二第四号エ中「九百十円」を「九百二十円」に改め、同表第五号アの表（備考を除く。）を次のように改める。

陸上 競技 場	主競 技場		球 技 場	庭 球 場	総合 体育 館								区 分	
	補助 競技 場	室内練習 場			室内 プール		補助 競技 場		主競 技場					
					六 月 か ら 八 月 ま で	そ の 他 の 月	全 面	半 面	四 分 の 一	三 分 の 一	半 面	全 面		
千六百十円	四百八十円	四千十円	五百九十円	一面ごとに 二百八十円	四千十円	九百二十円	九百四十円	千八百九十円	九百八十円	千三百十円	千九百七十円	三千九百四十円	営利を目的としないとき 一時間につき	体育・スポーツに使用する場合
一万六千五百五十円	四千九百九十円	四万二千十円	三千百七十円	一面ごとに 二千四百七十円	二万七千五百五十円	一万五千八十円	二万二千九百七十円	四万五千九百五十円	二万六千五十円	三万四千七百三十円	五万二千百円	十万四千二百円	営利を目的とするとき 一時間につき	体育・スポーツ以外に使用する場合
三千三百三十円	九百九十円	八千二百五十円	八百十円	一面ごとに 五百九十円	一万四千四百五十円	千九百九十円	二千四十円	四千九十円	二千二百八十円	三千四十円	四千五百六十円	九千百二十円	営利を目的としないとき 一時間につき	体育・スポーツ以外に使用する場合
一万七千二十円	五千百三十円	四万二千百九十円	三千百七十円	一面ごとに 二千四百七十円	二万七千九百六十円	一万五千五百円	二万六千七百円	五万三千四百円	三万九百三十円	四万二千二百五十円	六万八千八百七十円	十二万三千七百五十円	営利を目的とするとき 一時間につき	体育・スポーツ以外に使用する場合

多 目 的 運 動 場	投てき・アーチェ リー場	千二百二十円	一万二千四百八十円	二千五百円	一万二千八百五十円
		五百九十円	三千百七十円	八百十円	三千百七十円

別表第二第五号アの表の備考の2の表を次のように改める。

場 主 競 技		技 場 補 助 競		場 主 競 技				備 冷 房 設		区		分			
														観 客 席	
ロ ア 競 技 フ		半 面	全 面	観 客 席	競 技 フ ロ ア		全 面	半 面	一 三 分 の 一 面	一 三 分 の 一 面	一 三 分 の 一 面	一 三 分 の 一 面	一 三 分 の 一 面		
全 面	半 面				一 三 分 の 一 面	全 面								半 面	一 三 分 の 一 面
七 百 八 十 円	千 百 七 十 円	二 千 三 百 四 十 円	百 七 十 円	九 百 四 十 円	六 百 四 十 円	八 百 五 十 円	千 二 百 八 十 円	二 千 五 百 六 十 円	七 百 八 十 円	千 二 百 八 十 円	八 百 五 十 円	千 二 百 八 十 円	二 千 五 百 六 十 円	営 利 を 目 的 と し な い と き 一 時 間 に つ き	体 育 ・ ス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合
二 千 三 百 四 十 円	三 千 五 百 二 十 円	七 千 四 十 円	五 百 二 十 円	二 千 八 百 四 十 円	千 九 百 二 十 円	二 千 五 百 六 十 円	三 千 八 百 五 十 円	七 千 七 百 円	二 千 三 百 四 十 円	二 千 五 百 六 十 円	二 千 五 百 六 十 円	三 千 八 百 五 十 円	七 千 七 百 円	営 利 を 目 的 と す る と き 一 時 間 に つ き	体 育 ・ ス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合
九 百 七 十 円	千 四 百 六 十 円	二 千 九 百 三 十 円	二 百 十 円	千 百 八 十 円	八 百 円	千 七 十 円	千 六 百 円	三 千 二 百 十 円	九 百 七 十 円	千 四 百 六 十 円	千 七 十 円	千 六 百 円	三 千 二 百 十 円	営 利 を 目 的 と し な い と き 一 時 間 に つ き	体 育 ・ ス ポ ー ツ 以 外 に 使 用 す る 場 合
二 千 九 百 三 十 円	四 千 四 百 円	八 千 八 百 円	六 百 五 十 円	三 千 五 百 五 十 円	二 千 四 百 円	三 千 二 百 十 円	四 千 八 百 十 円	九 千 六 百 三 十 円	二 千 九 百 三 十 円	四 千 四 百 円	三 千 二 百 十 円	四 千 八 百 十 円	九 千 六 百 三 十 円	営 利 を 目 的 と す る と き 一 時 間 に つ き	体 育 ・ ス ポ ー ツ 以 外 に 使 用 す る 場 合

備 暖房設			
技場	補助競	観客席	四分の
			一面の
半面	全面		
五百円	千円	八百六十円	五百八十円
千五百円	三千円	二千五百八十円	千七百六十円
六百二十円	千二百五十円	千七十円	七百三十円
千八百八十円	三千七百六十円	三千二百三十円	二千二百円

別表第二第五号アの表の備考の3の表中「千二百五十円」を「千二百七十円」に、「二千五百円」を「二千五百四十円」に、「六百二十円」を「六百三十円」に、「四百十円」を「四百二十円」に、「八百三十円」を「八百四十円」に、「五百七十円」を「五百八十円」に、「千四百十円」を「千百六十円」に、「二百八十円」を「二百九十円」に改め、同備考の5の表を次のように改める。

電光表示板	備 照明設		区分
	半灯	全灯	
千百五十円	八百十円	千六百三十円	体育・スポーツに使用する場合 営利を目的としないとき 一時間につき
二千三百円	九千七百八十円		営利を目的とするとき 一時間につき
二千三百円	千六百三十円	三千二百六十円	体育・スポーツ以外に使用する場合 営利を目的としないとき 一時間につき
二千三百円	九千七百八十円		営利を目的とするとき 一時間につき

別表第二第五号アの表の備考の7の表中「千三百二十円」を「千三百四十円」に、「千六百五十円」を「千六百八十円」に改め、同備考の8の表を次のように改める。

区分
体育・スポーツに使用する場合
体育・スポーツ以外に使用する場合

大型 映 像 装 置	設備 照明						営利を目的としない とき一時間につき
	補助 競技 場		主競 技場				
	半 灯	全 灯	十五分の二灯	三分の一灯	三分の二灯	全 灯	
六千四百五十円	千百八十円	二千三百六十円	千四百二十円	三千五百五十円	七千円	一万六千五百円	営利を目的としない とき一時間につき
一万二千九百円	一万四千六十円		六万三千九百円				営利を目的とする とき一時間につき
一万二千九百円	二千三百六十円	四千七百二十円	二千八百四十円	七千円	一万四千二百円	二万三千三百円	営利を目的としない とき一時間につき
一万二千九百円	一万四千六十円		六万三千九百円				営利を目的とする とき一時間につき

別表第二第五号イの表中「七百七十円」を「七百八十円」に、「千百六十円」を「千百八十円」に改め、同表の備考の3の表中「千三百九十円」を「千四百二十円」に、「千百六十円」を「千百八十円」に改め、同号ウの表中「千十円」を「千二十円」に、「千百三十円」を「千百五十円」に、「千七百七十円」を「千八百円」に改め、同表の備考の表中「六百三十円」を「六百四十円」に、「九百六十円」を「九百七十円」に改め、同号エの表中「四千六百二十円」を「四千七百十円」に、「一万三千八百八十円」を「一万四千百三十円」に、「千三百四十円」を「千三百六十円」に、「四千二十円」を「四千九十円」に、「七百四十円」を「七百五十円」に、「三千二百二十円」を「三千二百六十円」に、「三百十円」を「三百二十円」に、「九百五十円」を「九百六十円」に、「千三十円」を「千五十円」に、「三千百円」を「三千百五十円」に、「千二百四十円」を「千二百六十円」に、「三千七百二十円」を「三千七百八十円」に改め、同号オの表中「四千八百三十円」を「四千九百二十円」に、「一万四千五百円」を「一万四千七百六十円」に、「二千六百八十円」を「二千七百三十円」に、「八千五十円」を「八千九十円」に、「七百三十円」を「七百五十円」

円」に、「二千二百十円」を「二千二百五十円」に改め、同号カの表中「六百十円」を「六百二十円」に、「千八百五十円」を「千八百八十円」に、「三千九百二十円」を「三千九百九十円」に、「一万千七百八十円」を「一万千九百九十円」に改め、同号キの表中「四千六百二十円」を「四千七百円」に、「三千八十円」を「三千百三十円」に、「千四十円」を「千五十円」に、「五百六十円」を「五百七十円」に改め、同号クの表（備考を除く。）を次のように改める。

		体育・スポーツに 関し使用 する場合							区	
全 面	会 議 室 1	会 議 室 5	4 会 議 室		3 会 議 室		2 会 議 室		会 議 室 1	分
	半 面		全 面	半 面	全 面	三分の一 面	三分の二 面	全 面		
六千三百六十円	三千二百三十円	千百円	千百二十円	二千二百五十円	千四十円	二千九十円	千百円	二千二百円	千六百八十円	八時から十二時まで
八千五百十円	四千三百二十円	千五百十円	千五百五十円	三千百十円	千四百四十円	二千八百九十円	千五百二十円	三千四十円	二千三百二十円	十二時から十七時 まで
一万六百四十円	五千四百十円	千八百円	千八百五十円	三千七百円	千七百二十円	三千四百四十円	千八百円	三千六百円	二千七百六十円	八時から十七時まで
二千三百八十円	千二百十円	四百九十円	五百十円	千三十円	四百七十円	九百五十円	五百円	千円	千五百十円	八時以前及び十七時 以降一時間につき

		その他の場合			
会議室	5	3 会議室		2 会議室	
		半面	全面	三分の一面	三分の二面
会議室	5	二千二百七十円	四千三百四十円	二千二百二十円	四千二百四十円
		二千九百円	五千八百十円	二千八百三十円	五千六百七十円
		三千六百三十円	七千二百七十円	三千五百四十円	七千九十円
		八百十円	千六百二十円	七百九十円	千五百八十円

別表第二第五号ケ中「九百十円」を「九百二十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年九月一日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、同年十月一日から施行する。
- 2 第二条の規定の施行の際現に受けている使用の許可又は現に成立している占用の協議に係る使用料（青森県都市公園条例第十六条第一項ただし書の規定の適用を受ける使用料のうち平成三十二年以降の年度分に係るものを除く。）については、なお従前の例による。

青森県営柳町駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十八号

青森県営柳町駐車場条例の一部を改正する条例

青森県営柳町駐車場条例（平成九年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表中「二万七千円」を「二万七千五百円」に、「一万六千二百円」を「一万六千五百円」に、「一万三千四百円」を「一万三千六百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 改正前の青森県営柳町駐車場条例別表に定める定期料金によりこの条例の施行の日前から同日以後の日までの間について自動車駐車場に自動車を駐車させることができることとされている者の当該定期料金に係る期間の自動車駐車場への自動車の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

青森県営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十九号

青森県営駐車場条例の一部を改正する条例

青森県営駐車場条例（昭和五十九年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表中「五百四十円」を「五百五十円」に、「二万七千円」を「二万七千五百円」に、「一万六千二百円」を「一万六千五百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日の午後九時から翌日の午前七時三十分までの間の駐車場の利用に係る使用料及び改正前の青森県営駐車場条例別表に定める月ぎめ料金により施行日前から施行日以後の日までの間について駐車場を利用することができるとされている者の当該月ぎめ料金に係る期間の駐車場の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十号

青森県公共下水道条例の一部を改正する条例

青森県公共下水道条例（平成三年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において公共下水道を使用し、かつ、施行日以後引き続き公共下水道を使用する者の使用料で施行日以後最初に認定される排除汚水量に係るものについては、なお従前の例による。

青い森セントラルパーク条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第四十一号

青い森セントラルパーク条例の一部を改正する条例

青い森セントラルパーク条例（平成十五年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表中「九百十円」を「九百二十円」に、「八千二百三十円」を「八千三百八十円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第四十二号

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号から第五号までの規定中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同条第十二号中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第四項及び第五項の規定による建築物の建蔽率の制限の特例の許可並びに同条第六項第三号」に改め、同条第三十号中「分けて」の下に「増築等を含む」を加え、「（以下「全体計画認定」という。）」及び「（以下「全体計画変更認定」という。）」を削り、同条に次の二号を加える。

三十一 法第八十七条の二第一項の規定による既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定及び同条第二項において準用する法第八十六条の八第三項の規定による認定を受けた全体計画の変更の認定に関する事務

三十二 法第八十七条の三第五項の規定による建築物の用途を変更して行う当該建築物の興行場等としての使用の許可及び同条第六項の規定による建築物の用途を変更して行う当該建築物の特別興行場等としての使用の許可に関する事務

別表第四号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同表第八号中

	十八万円
同条第十六項第一号及び第二号のいずれにも該当しない場合	十八万円
同項第一号に該当する場合	十二万円
同項第二号に該当する場合	十六万円

を
に改め、同表第十一号中「第五十三条第五項第

三号」を「第五十三条第四項若しくは第五項の規定による建築物の建蔽率の制限の特例の許可又は同条第六項第三号」に、「建蔽率制限適用除外許可申請手数料」を「建蔽率制限特例等許可申請手数料」に改め、同表第二十七号中「全体計画認定又は全体計画変更認定」を「法第八十六条の八第一項

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十二号

青森県営住宅条例の一部を改正する条例

青森県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表ちとせ団地の項を削る。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十四号

青森県立美術館条例の一部を改正する条例

青森県立美術館条例（平成十七年十月青森県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二号イの表中「二千百八十円」を「二千二百円」に、「三千四百八十円」を「三千五百二十円」に、「八百七十円」を「八百八十円」に、「千九百三十円」を「千九百五十円」に、「三千八十円」を「三千百二十円」に、「七百七十円」を「七百八十円」に、「三千五百五十円」を「二千五百八十円」に、「四千八十円」を「四千百二十円」に、「千二十円」を「千三十円」に、「二千五十円」を「二千八十円」に、「三千二百八十円」を「三千三百二十円」に、「八百二十円」を「八百三十円」に、「五千六百五十円」を「五千七百五十円」に、「九千四十円」を「九千二百円」に、「二千二百六十円」を「二千三百円」に、

三千三百三十円	五千三百二十円	千三百三十円	を
三千三百八十円	五千四百百円	千三百五十円	に、「千五百三十円」を「千五百

五十円」に、「二千四百四十円」を「二千四百八十円」に、「六百十円」を「六百二十円」に改め、別表第三号イの表中「二千四百六十円」を「二千五百円」に、「九百二十円」を「九百三十円」に、「千三百三十円」を「千三百五十円」に、「七百四十円」を「七百五十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県水族館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十五号

青森県水族館条例の一部を改正する条例

青森県水族館条例（昭和五十八年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「千二十円」を「千三十円」に、「一人につき 五百十円」を「一人につき 五百二十円」に、「九百二十円」を「九百三十円」に、「二千五百七十円」を「二千六百十円」に、「千二百八十円」を「千三百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の青森県水族館条例別表第一号に定める普通入館料又は年間入館料を納入している者が同日以後に当該納入に係る施設の利用をする場合の当該施設の利用に係る普通入館料及び年間入館料については、なお従前の例による。

青森県量子科学センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十六号

青森県量子科学センター条例の一部を改正する条例

青森県量子科学センター条例（平成二十九年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号イの表中「四千四百円」を「四千四百九十円」に、「三百五十円」を「三百六十円」に、「七千五十円」を「七千八十円」に、「二千四百円」を「二千四百五十円」に、「三千二百円」を「三千二百七十円」に改め、同号ロの表中「二千三十円」を「二千七十円」に、「四千四百四十円」を「四千二百二十円」に、「三千七百二十円」を「三千七百八十円」に、「二千二百円」を「二千二百四十円」に、「二千四百十円」を「二千五百十円」に、「千十円」を「千三十円」に、「二千二百六十円」を「二千二百六十円」に改め、同号ハの表中「三千百七十円」を「三千二百三十円」に、「三千円」を「三千六十円」に、「千三百十円」を「千三百三十円」に、「五千五百五十円」を「五千六百五十円」に、「三千八百円」を「三千八百七十円」に、「三千六百九十円」を「三千七百六十円」に、「二千六百五十円」を「二千七百円」に、「一万三百二十円」を「一万五百十円」に、「一時間につき 千百九十円」を「一時間につき 千二百十円」に、「二千百九十円」を「二千二百三十円」に、「三千八百六十円」を「三千九百三十円」に、「四千四百八十円」を「四千五百六十円」に、「二千八十円」を「二千百二十円」に、「三千八百九十円」を「三千九百六十円」に、「三千七百八十円」を「三千八百五十円」に、「七千二百円」を「七千三百四十円」に、「二千九百九十円」を「三千四十円」に、「三千四百六十円」を「三千五百三十円」に、「三千百四十円」を「三千二百円」に、「二千六百六十円」を「二千七百十円」に、「二十二万八千七百十円」を「二十三万二千九百四十円」に、「七万五千四百二十円」を「七万六千八百二十円」に改め、別表第二号の表中「四千六百七十円」を「四千七百五十円」に、「五千九百十円」を「六千十円」に改め、別表第三号の表中「千五百円」を「千五百三十円」に、「十九万八百三十円」を「十九万四千三百七十円」に、「三万五千五十円」を「三万五千七百円」に、「二万九千九百三十円」を「三万四百八十円」に、「八千三百六十円」を「八千五百二十円」に、「千百四十円」を「千百六十円」に、「八十円」を「九十円」に、「五百九十円」を「六百円」に改める。

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十七号

青森県証紙条例の一部を改正する条例

青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「より徴収する使用料等」を「よる徴収」に改め、同条中「別に」の下に「条例で」を加え、同条に次の一項を加える。

2 証紙による収入の方法により使用料又は手数料を徴収したときは、領収証書を発行しない。

第四条を削る。

第五条中「汚染若しくはき損した」を「汚損し、若しくは毀損した」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「指定する売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）」を「指定を受けた者」に、「指定する売りさばき場所」を「指定を受けた場所」に改め、同条第二項中「売りさばき人」を「前項の規定により指定を受けた者（以下「売りさばき人」という。）」に改め、同条を第五条とする。

第七条の見出し中「欠格条件」を「指定等」に改め、同条中「については、売りさばき人の指定をする」を「は、前条第一項の規定による売りさば

き人に係る指定（以下「売りさばき人の指定」という。）を受ける」に改め、同条第一号中「禁錮」を「禁錮」に、「処され」を「処せられ」に改め、同条第二号中「受け」を「受けて」に改め、同条第四号中「次条第一項」を「第四項」に改め、同条に次の一号を加える。

五 前各号に掲げる者のほか、売りさばき人としてふさわしくない事由があると認められる者

第七条に次の四項を加える。

2 知事は、売りさばき人の指定をしたときは、遅滞なく、当該売りさばき人の住所及び氏名並びに前条第一項の規定により指定した場所（以下「売りさばき場所」という。）を告示しなければならない。

3 売りさばき人が、第一項第一号から第三号までに掲げる者に該当するに至ったときは、売りさばき人の指定は、その効力を失うものとする。

4 知事は、売りさばき人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき又は売りさばき人に第一項第五号に規定する事由があると認めるときは、売りさばき人の指定を取り消すことができる。

5 第二項の規定は、売りさばき人の住所若しくは氏名若しくは売りさばき場所の変更又は売りさばき人の廃止があつた場合、売りさばき人の指定がその効力を失つた場合及び売りさばき人の指定を取り消した場合について準用する。

第七条を第六条とする。

第八条及び第九条を削る。

第十条第一項ただし書中「若しくは廃止したとき、若しくは売りさばき人の指定を取り消したとき、又は売りさばき人がその指定の効力を失つたとき、」を「又は廃止したとき、売りさばき人の廃止があつたとき、売りさばき人の指定がその効力を失い、又は取り消されたとき」に改め、同条第二項中「該当する場合においては、」を「規定する場合において、証紙を返還するときにあつては」に、「の千分の九百六十七・六」を「（売りさばき人が返還する場合にあっては、当該証紙の券面額から規則で定める金額を控除して得た額）」に、「又は」を「証紙を交換するときにあつては当該証紙

の種類と同一の種類」に改め、同条を第七条とし、第十一条を第八条とする。

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県証紙条例第七条第二項の規定は、この条例の施行の日以後になされた証紙の返還等について適用し、同日前になされた証紙の返還等については、なお従前の例による。



青森県工業用水道事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十八号

青森県工業用水道事業条例の一部を改正する条例

青森県工業用水道事業条例（昭和四十一年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に、「前条」を「同項」に、「当り」を「当たり」に改める。

第二十二條第二項及び第三項、第二十三條第二項並びに第二十四條第二項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

青森県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十九号

青森県病院事業条例の一部を改正する条例

青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表診療料の項を次のように改める。

<p>イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）その他の法令の規定により保険給付として行われ、又は公費の負担を受ける診療（以下「保険給付等診療」という。）（口及びハに掲げるものを除く。）</p>	<p>診療報酬の算定方法（平成二十年三月五日厚生労働省告示第五十九号）中別表第一医科診療報酬点数表及び別表第二歯科診療報酬点数表に係る算定方法並びに入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年三月六日厚生労働省告示第九十九号）（以下「診療報酬算定方法等」という。）並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年三月十九日厚生労働省告示第九十三号）並びに訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年三月五日厚生労働省告示第九十三号）</p>
---	--

	<p>ホ イからニまでに掲げる診療以外の診療</p>	<p>診療報酬算定方法及び訪問看護算定方法により算定した額に病院事業管理者が定める額を加算した額（消費税法（昭和六十三年法律第八号）別表第一第八号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に係る診療にあつては、診療報酬算定方法及び訪問看護算定方法により算定した額）</p>
	<p>ニ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定による自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約により損害の全部又は一部が填補される傷病についての診療</p>	<p>診療報酬算定方法及び訪問看護算定方法により算定した額の倍額</p>
	<p>ハ 保険給付等診療のうち労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養の給付として行われる診療</p>	<p>病院事業管理者が定める額</p>
診療料	<p>ロ 保険給付等診療のうち心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）の医療の給付として行われる診療</p>	<p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年八月二日厚生労働省告示第三百六十五号）により算定した額</p>
		<p>働省告示第六十七号。以下「訪問看護算定方法」という。）により算定した額</p>

別表非紹介患者初診料の項中「五千四百円」を「五千五百円」に、「三千二百四十円」を「三千三百円」に改め、同表特定患者再診料の項中「二千

七百円」を「二千七百五十円」に、「千六百二十円」を「千六百五十円」に改め、同表入院室料の項中「一万五千五百五十円」を「一万五千八百四十円」に、「九千九百三十円」を「一万百二十円」に、「四千二百十円」を「四千二百九十円」に、「二千八百円」を「二千八百六十円」に改め、同表診断書料の項中「二千七百円」を「二千七百五十円」に、「六千四百八十円」を「六千六百円」に、「七千五百六十円」を「七千七百円」に改め、同表証明書料の項中「二千七百円」を「二千七百五十円」に、「三千二百四十円」を「三千三百円」に、「九百五十円」を「九百九十円」に、「千六百二十円」を「千六百五十円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。ただし、別表の改正規定（同表診療料の項の改正規定を除く。）は、同年十月一日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「二、六三二人」を「二、五八八人」に、「一、一七四人」を「一、一六九人」に、「三、一二六人」を「三、〇七九人」に、「四、九二八人」を「四、八六一人」に、「一二、〇七三人」を「一一、九一〇人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県総合社会教育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十一号

青森県総合社会教育センター条例の一部を改正する条例

青森県総合社会教育センター条例（平成元年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「三千四百円」を「三千四百六十円」に、「四千四百二十円」を「四千四百九十円」に、「五千百円」を「五千百九十円」に、「六千二百二十円」を「六千二百二十円」に、「六千八百円」を「六千九百二十円」に改め、別表第二号イの表中「千二百円」を「千二百二十円」に、「五百八十円」を「五百九十円」に、「千五百円」を「千五百二十円」に、「八百十円」を「八百二十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県条例第五十二号

青森県営スケート場条例の一部を改正する条例

青森県営スケート場条例（昭和六十年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号イの表中「六百元」を「六百元」に改め、同号口の表中「二万二千七百三十円」を「二万三千百五十円」に、「二万九千九百三十円」を「三万四百八十円」に、「四千九百三十円」を「五千二十円」に、「六万九千八百四十円」を「七万千百三十円」に、「九万三百円」を「九万九千七百七十円」に、「一万九千百三十円」を「一万九千四百八十円」に、「二万五千二百円」を「二万五千六百六十円」に、「三千六百元」を「三千六百六十円」に、「五万七千八百円」を「五万八千八百七十円」に、「七万四千六百七十円」を「七万六千五百円」に、「三万六千二百円」を「三万六千八百七十円」に、「四万六千九百円」を「四万七千七百六十円」に、「八千五百三十円」を「八千六百八十円」に、「十万七千二百八十円」を「十万九千二百六十円」に、「十三万九千八百八十円」を「十四万二千四百七十円」に改め、同表の備考中「二万四千二百九十円」を「二万四千五百五十円」に、「八千八百四十円」を「九千円」に改め、別表第二号イ(2)の表中「一万二千三十円」を「一万二千二百五十円」に、「一万五千六百三十円」を「一万五千九百十円」に、「二千五百七十円」を「二千六百十円」に、「三万七千三百三十円」を「三万八千二十円」に、「四万八千二百四十円」を「四万九千百三十円」に、「一万八百元」を「一万九千円」に、「二万四千四百円」を「二万四千六百六十円」に、「千九百五十円」を「千九百八十円」に、「三万三千三百七十円」を「三万九百五十円」に、「四万四千十円」を「四万八千八百円」に、「一万九千二百三十円」を「一万九千五百八十円」に、「二万五千二百円」を「二万五千六百六十円」に、「四千五百二十円」を「四千六百円」に、「五万七千九百円」を「五万八千九百七十円」に、「七万四千七百七十円」を「七万六千五百十円」に改め、同表の備考中「一万四千二百九十円」を「一万四千五百五十円」に、「八千八百四十円」を「九千円」に改め、同号口の表中「二万八千二百八十円」を「二万八千八百円」に、「三万六千七百二十円」を「三万七千四百円」に、「六万四百八

十円」を「六万千六百円」に、「七万八千四百八十円」を「七万九千九百三十円」に改め、同表の備考中「一万四千二百九十円」を「一万四千五百五十円」に改め、別表第四号の表中「千四百四十円」を「千四百六十円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。



青森県武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十三号

青森県武道館条例の一部を改正する条例

青森県武道館条例（平成十二年三月青森県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表（備考を除く。）を次のように改める。

主 競 技 場	区 分	
	二 千 二 百 八 十 円	営利を目的としないとき
六 万 三 百 三 十 円	営利を目的とするとき	体育・スポーツ以外に使用する場合（一時間につき）
五 千 二 百 九 十 円	営利を目的としないとき	
七 万 千 六 百 五 十 円	営利を目的とするとき	

冷房設備					区	
剣道場	柔道場	補助競技場	主競技場		分	
			観客席	ロア		
				全面		
六百四十円	六百四十円	六百四十円	六百円	三千三百八十円	二千二百三十円	営利を目的としないとき
千九百二十円	千九百二十円	千九百二十円	千八百二十円	四千五百五十円	六千六百九十円	営利を目的とするとき
八百円	八百円	八百円	七百六十円	千七百三十円	二千七百九十円	営利を目的としないとき
二千四百円	二千四百円	二千四百円	二千二百八十円	五千百九十円	八千三百七十円	営利を目的とするとき

別表第一号の表の備考の3の表を次のように改める。

遠的弓道場	近的弓道場	相撲場	剣道場	柔道場	補助競技場
千円	千円	七百三十円	五百二十円	五百二十円	四百二十円
二万四千五百円	二万四千五百円	一万七千九百円	一万三千八十円	一万三千八十円	一万四百七十円
二千七百七十円	二千七百七十円	千五百八十円	千六十円	千六十円	九百二十円
二万八千四百八十円	二万八千四百八十円	二万七百三十円	一万五千百八十円	一万五千百八十円	一万二千百五十円

暖房設備									近 的 弓 道 場	相 撲 場
遠 的 弓 道 場	近 的 弓 道 場	相 撲 場	剣 道 場	柔 道 場	補 助 競 技 場	主 競 技 場		観 客 席		
						ロ ア	競 技 フ			
						半 面	全 面			
三百十円	三百十円	四百二十円	三百十円	三百十円	三百十円	四百七十円	千九十円	千九百九十円	六百四十円	七百八十円
九百四十円	九百四十円	千二百八十円	九百四十円	九百四十円	九百四十円	千四百十円	三千二百八十円	五千九百九十円	千九百二十円	二千三百四十円
三百九十円	三百九十円	五百三十円	三百九十円	三百九十円	三百九十円	五百九十円	千三百七十円	二千四百九十円	八百円	九百七十円
千百八十円	千百八十円	千六百円	千百八十円	千百八十円	千百八十円	千七百七十円	四千百十円	七千四百九十円	二千四百円	二千九百三十円

別表第一号の表の備考の4の表中「千三百六十円」を「千三百八十円」に、「二千七百二十円」を「二千七百七十円」に、「七百七十円」を「七百八十円」に、「千五百五十円」を「千五百七十円」に、「六百円」を「六百十円」に、「千二百十円」を「千二百三十円」に、

半灯 三百八十円 を 半灯 三百九十円 に改め、別表第二

号の表中「七百七十円」を「七百八十円」に、「千百六十円」を「千百八十円」に改め、別表第三号の表中「三百四十円」を「三百五十円」に、「六

百九十円」を「七百元」に、「四百六十円」を「四百七十円」に、「九百三十円」を「九百四十円」に改め、別表第四号の表中「千十円」を「千二百円」に、「千百三十円」を「千百五十円」に、「千七百七十円」を「千八百円」に改め、同表の備考の表中「八百八十円」を「八百九十円」に、「九百六十円」を「九百七十円」に改め、別表第六号の表中「九百十円」を「九百二十円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県立郷土館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十四号

青森県立郷土館条例の一部を改正する条例

青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中「二千七十円」を「二千百円」に、「二千七百六十円」を「二千八百円」に、「六百九十円」を「七百元」に、「八千三百七十円」を「八千五百二十円」に、「一万千六十円」を「一万千三百六十円」に、「二千七百九十円」を「二千八百四十円」に、「四千四百四十円」を「四千二百円」に、「五千五百二十円」を「五千六百円」に、「千三百八十円」を「千四百円」に、「一万六千七百四十円」を「一万七千四十円」に、「二万二千三百二十円」を「二万二千七百二十円」に、「五千五百八十円」を「五千六百八十円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十五号

青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例

青森県三内丸山遺跡センター条例（平成三十年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中「四千二百九十円」を「四千三百五十円」に、「五千七百二十円」を「五千八百円」に、「千四百三十円」を「千四百五十円」に、「四千七百十円」を「四千七百七十円」に、「六千二百八十円」を「六千三百六十円」に、「千五百七十円」を「千五百九十円」に、「八千五百八十円」を「八千七百円」に、「一万千四百四十円」を「一万千六百円」に、「二千八百六十円」を「二千九百円」に、「九千四百二十円」を「九千五百四十円」に、「一万二千五百六十円」を「一万二千七百二十円」に、「三千百四十円」を「三千百八十円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十六号

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例（昭和四十六年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「二千二百円」を「二千二百五十円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十七号

外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例

外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例（昭和六十二年七月青森県条例第二十七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

青森県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十八号

青森県がん対策推進条例の一部を改正する条例

青森県がん対策推進条例（平成二十八年十二月青森県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七條」を「第七條」に、「第九條」を「第十條」に、「第十條」を「第十一條」に、「第十四條」を「第十五條」を「第十五條・第十六條」に、「第十六條」を「第十七條」に、「第十七條」を「第十八條」に改める。

第五條中「（受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。以下同じ。）を含む）を」、「受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十五條の四第三号に規定する受動喫煙をいう）」に改め、「生活習慣」の下に「及び生活環境」を加える。

第十八條を第十九條とし、第十七條を第十八條とし、第十六條を第十七條とする。

第四章中第十五條を第十六條とする。

第十四条第一項中「第十条」を「第十一条」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一号中「公共的施設の管理者」を「多数の者が利用する施設の利用者」に改め、同条第二号中「事業者が」の下に「室内又はこれに準ずる環境における」を加え、第三章中同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第一号中「喫煙」の下に「受動喫煙」を加え、同条を第十一条とする。

第九条中「事業者は、」の下に「室内又はこれに準ずる環境における」を加え、第二章中同条を第十条とする。

第八条の見出しを「(多数の者が利用する施設における受動喫煙防止のための配慮)」に改め、「(平成十四年法律第百三号)第二十五条」を「第二十五条の五」に改め、「利用する施設」の下に「(敷地を含む。以下同じ。)」を加え、「公共的施設の管理者」を「多数の者が利用する施設の管理者」に、「当該公共的施設」を「当該施設」に改め、同条に次の一項を加える。

2 多数の者が利用する施設の管理者は、喫煙所を設置しようとするときは、受動喫煙を生じさせることがない場所に設置するよう特に配慮しなければならない。

第八条を第九条とし、第二章中同条の前に次の一条を加える。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第八条 県民は、喫煙(健康増進法第二十五条の四第二号に規定する喫煙をいう。)をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に特に配慮しなければならない。

2 保護者は、その監督保護に係る二十歳未満の者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう特に配慮しなければならない。

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭